

報告第2号

専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月18日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第2号 守口市市税条例の一部を改正する条例

専決第2号

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年3月31日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第43条の7まで 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 略</p> <p>2から8まで 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、</p>	<p>第1条から第43条の7まで 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 略</p> <p>2から8まで 略</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、</p>

法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

第45条から第81条まで 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第81条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1件につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において施行令第52条の14に定める納税義務者等の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第81条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳

法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

第45条から第81条まで 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第81条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1件につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において施行令第52条の14に定める納税義務者等の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第81条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳

に記載されている事項の証明書の交付手数料は、1件につき300円とする。

2 略

第82条から第142条まで 略

附 則

第1条から第9条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2 略

3 法附則第15条第16項の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号の条例で定める割合は、2分

に記載されている事項の証明書 (同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、1件につき300円とする。

2 略

第82条から第142条まで 略

附 則

第1条から第9条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2 略

3 法附則第15条第15項の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第22項の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、2分

の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同

の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同

号の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 略

26 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

号の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 略

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条 略

2から8まで 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書

第10条 略

2から8まで 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲

類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12及び13 略

第11条から第13条まで 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条にお

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12及び13 略

第11条から第13条まで 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条にお

いて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2から5まで 略

第15条から第19条まで 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702

いて同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2から5まで 略

第15条から第19条まで 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702

条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2から6まで 略

以下 略

条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2から6まで 略

以下 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の守口市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)

第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。